



2016年度 立命館大学 学園交流・国際交流助成金 「交流活動助成金」

9月募集

学園交流・国際交流助成金とは

本助成金は、以下の交流を促進し学生の活動を奨励することを目的としています。

- 立命館大学の課外自主活動団体や学生が立命館アジア太平洋大学の学生団体または学生と交流する
- 立命館大学の課外自主活動団体が国内・国外の大学等と交流する

1. 種類と概要

種類	概要
【1】立命館アジア太平洋大学との交流	立命館大学と立命館アジア太平洋大学に登録する課外自主活動団体が、両大学間で相互に交流する活動を奨励し、助成する。 <例> • 課外自主活動団体による交流のための企画・合宿等
【2】国内大学等との交流	立命館大学に登録する課外自主活動団体が、他大学等の学生と交流することで今後の大学間交流のきっかけとなる取組みを奨励し、助成する。 <例> <ul style="list-style-type: none">ものづくり系課外自主活動団体と他大学の技術交流文化・芸術系課外自主活動団体と他大学の研修企画
【3】海外大学等との交流	立命館大学に登録する課外自主活動団体が、各分野で国際的に高い水準にある国外の大学等と交流することで今後の交流のきっかけとなる取り組み、又は国際的な交流プログラムに参加することを奨励し、助成する。 <例> <ul style="list-style-type: none">学術系課外自主活動団体による海外機関と連携した調査文化・芸術系課外自主活動団体による技術・活動交流

2. 出願資格

以下のいずれかに該当する団体を対象とします。ただし、立命館大学団体処分規程による活動停止の処分を受けた団体は、処分を受けた期間を含む年度の出願をすることができません。また、立命館大学学生懲戒規程による停学の懲戒を受けた学生は、懲戒の期間が含まれる年度の出願をすることできません。

- (1) 各学部自治会
- (2) 学友会中央事業団体（体育会公認団体・同好会含む）
- (3) 全学自治会学術部団体
- (4) 全学自治会学芸総部団体
- (5) 学友会登録団体
- (6) 学生部長が認めた学生プロジェクト団体

※学部生対象の奨学金制度であるため、上記団体に所属していても、大学院生は対象外となります。

※立命館アジア太平洋大学から立命館大学への留学生は、本助成金の対象とします。

※正課授業に関わる組織（クラス、ゼミナールなど）は対象外です。

※立命館アジア太平洋大学の学生・団体からの出願はできません。立命館大学が立命館アジア太平洋大学の学生・団体を招聘した取組みを実施する場合は、それに係る経費は助成対象とします。

3. 助成の対象費目・助成割合・上限金額

※助成金額は企画単位で100円単位四捨五入した金額とします。

(1) 交流活動助成金（立命館アジア太平洋大学との交流）

①交通費

フェリーでの往復（大阪南港一別府）とし、ツーリストの利用代金の全額助成

ただし、上記が満席の場合その他区間のフェリー料金（学割料金）を助成対象とする。

②宿泊費

APハウス、衣笠セミナーハウス、OICセミナーハウス、エポック立命21いずれかを利用した場合は全額を助成対象とする。（原則、上記以外の宿泊施設の利用は認めない。）

③運搬費 経費の2/3を助成

④施設使用料 経費の2/3を助成

⑤その他、学生部長が必要と認めた場合は、助成対象とする。

※立命館アジア太平洋大学の学生・団体を招聘する取組みを実施する場合は、相手先交通費、宿泊費および運搬費）

(2) 交流活動助成金（国内大学等との交流）

①対象となる経費の2/3を助成

②1件あたり30万円を上限

(3) 交流活動助成金（海外大学等との交流）

①対象となる経費の2/3を助成

②1件あたり300万円を上限

(4) 出願の可否について以下とする。

立命館アジア太平洋大学との交流	前期・後期で各上限1回まで
国内大学等との交流	同一の交流相手とは1回限り
海外大学等との交流	

4. 対象となる活動期間

2016年9月26日～2017年3月31日までの活動

* 原則、2017年2月末までに決算を終えられる研修企画を対象とする。

5. 選考基準

(1) 年間活動計画や団体の目標に基づいた計画であること

(2) 目的・内容が明確であること

(3) 計画が具体的であること

(4) 出願内容が団体活動の発展につながることが見込めるこ

6. 選考方法

選考基準に基づいて書類選考を行います。なお書類選考に際して、出願団体に対して出願内容の確認を行うことがあります。

7. 結果の通知・発表・採用説明会

<採用発表>

日時：2016年11月8日（火）13時

方法：奨学金ホームページに掲載 http://www.ritsumei.jp/scholarship/index_j.html

<採用説明会>

日時：採用団体に連絡します ※採用発表時に時間と場所をお知らせします。

8. 助成の方法

団体の登録銀行口座または、決定時に届け出た団体の銀行口座に手続き完了後一括して振り込みます。

9. 助成団体の義務

助成を受ける団体は、活動の成果を他の学生に積極的に公表してください。また、以下の点を義務付けています。

（1）交流報告書の提出

（2）決算報告書の提出

（3）大学から求められた場合の成果発表

（4）交流企画に参加する学生全員の旅行保険への加入（保険加入料は自己負担）。

※国際交流企画を実施する団体は、渡航先により予防接種を義務付けることがある。

10. 併給

本助成金を受給した団体は、立命館大学正課外活動活性化・高度化助成金助成金で同一の目的および計画での併給はできない。

11. その他の条件

（1）虚偽の記載等の不正の事実が判明したとき、団体が解散または活動停止の処分、学生が退学または停学の懲戒を受けたときは、給付を取り消し、返還を求めます。

（2）交流活動助成金の給付を受けた団体が正当な理由なく決算を行わない場合は、給付を取り消し、返還を求めます。

12. 募集期間

[9月募集]：2016年9月26日（月）～10月7日（金）17時<厳守>

13. 提出書類

以下の①～⑤を提出して下さい。

①	出願書類（様式①） *団体の活動概要、実績、目標をわかりやすく記入して下さい。
②	活動計画（様式②-1） *出願した活動について具体的な計画を書式にしたがって記入して下さい。
③	出願書類② <指導者（講師）招聘> *指導者（講師）の招聘をする団体のみ *指導者（講師）の詳細がわかるよう記入して下さい。
④	経費見積書④ *出願した活動の経費見積もり（概算）を書式に従って記入して下さい。 *経費見積書の記載金額について、それぞれ見積金額の算定根拠となる資料を添付して下さい。（見積書、各ホームページ・サイトのコピーなど）
⑤	活動実績資料添付用紙（様式⑤） *出願した活動内容を補足する資料等があれば、様式⑤を表紙にして必要事項を記入のうえ提出して下さい。添付する書類はA4サイズに統一して下さい。

14. 出願書類の提出先

学生オフィス（衣笠・BKC・OIC）、スポーツ強化オフィス（BKC）

（スポーツ分野は学生オフィス（衣笠）旧スポーツ強化オフィス、学生オフィス（OIC）でも受付が可能です。）

15. 問い合わせ先

<文化・芸術・研究ものづくり分野>

衣笠学生オフィス	研心館2階	月～金 9：30～17：00 (11：30～12：30 閉室) ※火曜のみ 12：30～	075-465-8167
BKC 学生オフィス	セントラルアーク1階		077-561-3917
OIC 学生オフィス	A棟1階AS事務室内		072-665-2130

<スポーツ分野>

スポーツ強化オフィス（BKC）	アスリートジム1階	月～金 9：30～17：00 (11：30～12：30 閉室)	077-561-3977
-----------------	-----------	---------------------------------------	--------------

参考

正課外活動活性化・高度化活動助成金とは

正課外活動高度化・活性化助成金は、学生の自治活動・課外活動を通じた人格形成や、集団の中での社会性・組織性・リーダーシップの育成など、その教育的意義を高く評価し、自主的諸活動の教育的意義を踏まえて、大学が自治会、学友会中央事業団体、学友会公認団体、学友会同好会・任意団体、学友会登録団体、学生プロジェクト団体に対して財政面から活動を支援する助成金制度です。

本制度は、2011年度の全学協議会での学生のみなさんとの協議を経て2012年からの新たな奨学金・助成金制度として発足しました。

課外自主活動に対する財政面からの支援は、本制度以外にも、団体や集団を対象とした諸制度もあります。また、学びと成長を励まし支援する個人を対象とした奨学金制度があります。

各団体のみなさんは、各部の予算、学友会費と大学からの活動援助金やほかの財政援助とを有効に活用し、皆さんの団体の目標実現や活動の発展を目指してください。そして、多くの学生や父母、教職員、学園関係者、校友の方々から支援される活動を目指してください。

<正課外活動高度化・活性化助成金の枠組み>

(1) 基盤活動助成

課外自主活動団体が、全国大会出場等に伴う経費、備品の年次購入等の費用を助成する。

(2) 高度化活動助成

課外自主活動団体が、目標を達成するために行う国内外における研修・合宿、調査活動、指導者招聘、強化試合等の費用を助成する。

(3) 重点強化助成

課外自主活動団体が、強化計画に基づき行う、国内外における研修・合宿、調査活動、指導者招聘、強化試合等の費用を助成する。

(4) 未来助成

課外自主活動団体が、組織活動の高度化を目的として行う国内外における研修・合宿、調査活動、指導者招聘、強化試合等の費用を助成する。

<対象>

	基盤活動助成	高度化活動助成	未来助成
自治会	○	○	×
学友会中央事業団体	○	○	×
学友会公認団体	○	○	×
学友会同好会・任意団体	○	○	×
学友会登録団体	○	○	○
学生プロジェクト団体	○	×	×
自主ゼミ	×	×	×
有志団体	×	×	×

※基盤活動助成の項目によって対象となる団体が異なります。

※重点強化助成対象団体は高度化活動助成に出願することはできません。